

健診結果説明会（～74歳以下の方）について 総合保健福祉センターすこやか保健係

今年も健診結果説明会を行います。1年に一度、自分のからだを知る機会となっています。管理栄養士による栄養相談もできますので、ぜひご参加ください。

項目	実施日	実施時間	場所
集団 健診結果説明会	7月14日(火)	10:00開始	保健センター
		14:00開始	保健センター
	7月15日(水)	14:00開始	福祉の家
個別 健診結果説明会	7月14日(火)	10:45～11:45	保健センター
		14:45～16:30	保健センター
	7月15日(水)	14:45～16:00	福祉の家

【集団健診結果説明会】30分程度

- ・利尻富士町の健康状況
- ・検査データの見方
- ・メタボ予防の食生活のポイント **手ばかり栄養法**（管理栄養士）



別日で健診結果を詳しく知りたい方は、保健センター(☎82-2320)へご連絡ください。

7月の診療予定について 鷺泊診療所

7月の診療予定は以下のとおりとなっております。時間内に受診していただきますようお願いいたします。風邪症状で受診を希望される方は事前に電話(82-1038)でご相談下さい。

月	火	水	木	金
		1 午前 松江医師 午後 休診	2 午前 福井・成田医師 午後 成田医師	3 午前 成田医師 午後 吉永医師
6 午前 成田医師 午後 吉永医師	7 午前 成田・三戸医師 午後 成田・三戸医師	8 午前 福井医師 午後 三戸医師	9 午前 成田医師 午後 休診 午後4時～整形外科	10 午前 松江医師 午後 休診(秀峰園)
13 午前 三戸医師 午後 吉永医師	14 午前 成田医師 午後 成田医師	15 午前 松江医師 午後 三戸医師	16 午前 成田医師 午後 三戸医師	17 午前 福井医師 午後 成田医師
20 海の日	21 午前 三戸医師 午後 三戸医師	22 午前 三戸医師 午後 成田医師	23 午前 三戸医師 午後 休診 午後4時～整形外科	24 午前 松江医師 午後 休診(秀峰園)
27 午前 成田医師 午後 吉永医師	28 午前 成田医師 午後 成田医師	29 午前 松江医師 午後 三戸医師	30 午前 三戸医師 午後 成田医師	31 午前 福井医師 午後 松江医師

※都合により医師変更・休診となる場合があります。IP告知端末でご確認ください。

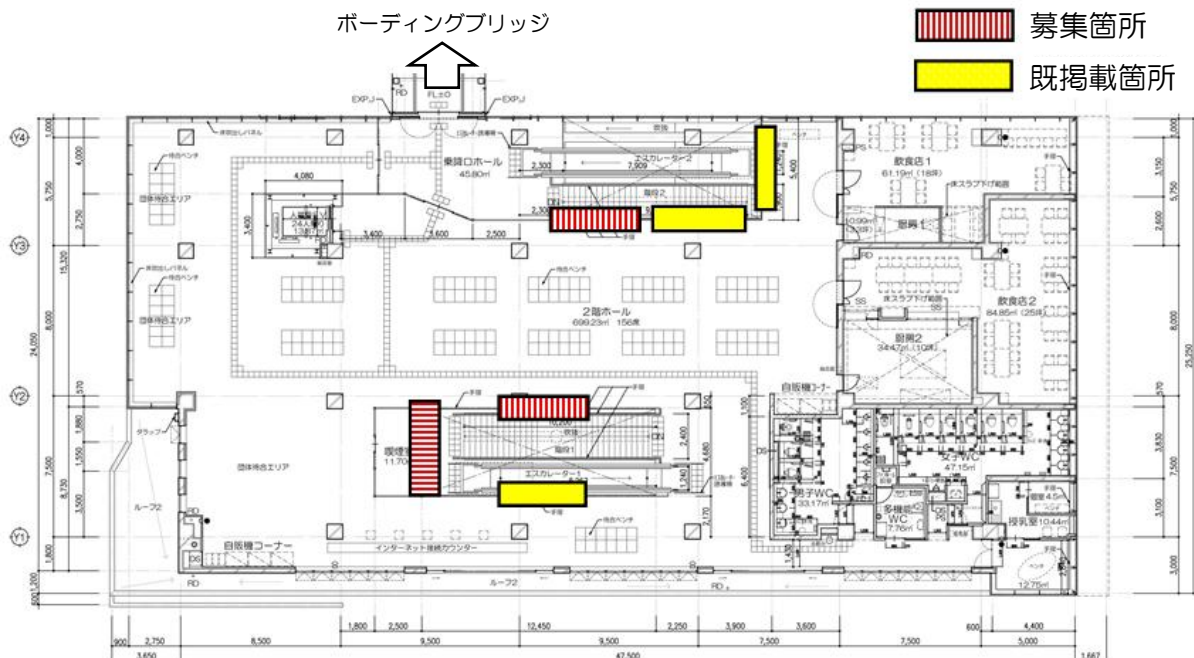
※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～3時

利尻富士町では、「海の駅おしどまり（鷺泊港フェリーターミナル）」の施設内を広告媒体として、有料で広告を掲載する事業者を募集いたします。

つきましては、下記募集案内をご確認のうえ、広告を掲載する事業者を島内外より募集いたしますので、担当係までお申し込みください。

【募集案内】

1. 広告媒体 鷺泊港フェリーターミナル 屋内壁面の看板広告
2. 掲載箇所 協議により決定します。
3. 媒体規格 縦120cm×横300cm以内（電源を必要とする広告は不可）
4. 広告料 見積もり合わせにより上位1社を決定します。
（年間広告料を提示していただきます。）
5. 施設使用料
 広告を掲載する箇所については、港湾管理条例の規定に基づく使用許可を受けていただく必要があります。広告料とは別に、以下の施設使用料を別途お支払いいただきます。
 （年間施設使用料 = 112円 × 広告面積（㎡） × 掲載月数）
6. 広告掲出期間 許可の日から～令和9年3月31日（1年単位、更新も可能）
7. 申込締切 随時受付
8. 申込・問合せ先 利尻富士町役場 産業振興課水産港政係
 TEL 0163-82-1350（直通） FAX 0163-82-1373
9. 広告の条件等
 - 利尻富士町広告掲載要綱、利尻富士町広告掲載基準、その他の広告関連規定を遵守して下さい。
 - 申込をする事業者は、広告原稿（デザイン案）を提出し、要綱等に基づき広告内容の審査を致します。
 - 審査により、広告内容の修正をお願いすることがありますので、あらかじめご了承下さい。
 - 広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出業者の費用負担により行って下さい。
 - 掲出期間中は、広告に汚損や汚れのないよう、定期的な維持管理を行って下さい。
10. その他
 広告掲載箇所を見学したい事業者は、産業振興課水産港政係までご連絡下さい。



保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

■均等割・所得割率・賦課限度額が見直しされました

〈医療分〉

	【令和7年度】	【令和8年度から】
均等割	52,953円	<u>59,963円</u>
所得割率	11.79%	<u>11.61%</u>
賦課限度額	80万円	<u>85万円</u>

〈子ども分〉(令和8年度から)

	【令和8年度から】
均等割	<u>1,364円</u>
所得割率	<u>0.28%</u>
賦課限度額	<u>2万1千円</u>

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。

■均等割軽減の所得判定基準が見直しされました

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

〈医療分〉※7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	【令和7年度】	【令和8年度から】
<u>7.2割軽減</u>	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5割軽減	43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(<u>31万円</u> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(<u>57万円</u> ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

〈子ども分〉

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	
	【令和8年度から】	
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	
5割軽減	43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	
2割軽減	43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	

■保険料の計算方法について

〈医療分〉

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得—最大43万円) × 11.61%	=	1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)
-------------------------------------	---	---	---	------------------------------------

〈子ども分〉

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得—最大43万円) × 0.28%	=	1年間の保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)
------------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

〈医療分〉 + 〈子ども分〉 = 1年間の保険料

(お問い合わせ先)

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

【電話】011-290-5601

利尻富士町役場 会計課税務こくほ係

〒097-0101

北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6

【電話】0163-82-2123

令和8年度分の国民健康保険税率につきまして、将来にわたって国保制度を安定して運営していくため、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の税率等を改定します。

また、新たに「子ども・子育て支援金分」が創設され、国民健康保険税と合わせてご負担いただくことになりました。

なお、国保税軽減対象となる所得基準額についても、2割軽減の基準額が引き上げられます。国保加入者皆様方の特段なるご理解・ご協力をお願い申し上げます。

国民健康保険税納付書につきましては、7月上旬に送付予定となっておりますので、納期限内に納付下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

● 国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正・新設

区分	項目	改正前(令和7年度)		改正後(令和8年度)
医療分	所得割(世帯の所得に)	6.50%	⇒	6.80%
	均等割(世帯員一人につき)	26,000円	⇒	26,000円
	平等割(一世帯につき) ※特定世帯は2分の1減額。 ※特定継続世帯は4分の1減額。	24,000円	⇒	24,000円
	賦課限度額	660,000円		670,000円
後期高齢者支援金分	所得割(世帯の所得に)	2.30%	⇒	2.40%
	均等割(世帯員一人につき)	9,000円	⇒	9,000円
	平等割(一世帯につき) ※特定世帯は2分の1減額。 ※特定継続世帯は4分の1減額。	8,500円	⇒	8,500円
	賦課限度額	260,000円		260,000円
介護分	所得割(世帯の所得に)	1.70%	⇒	1.80%
	均等割(世帯員一人につき)	8,000円	⇒	8,000円
	平等割(一世帯につき)	7,000円	⇒	7,000円
	賦課限度額	170,000円	⇒	170,000円
子ども・子育て支援金分	所得割(世帯の所得に)	—	⇒	0.29%
	均等割(世帯員一人につき)	—	⇒	1,000円
	18歳以上均等割(18歳以上の世帯員一人につき)	—		100円
	平等割(一世帯につき) ※特定世帯は2分の1減額。 ※特定継続世帯は4分の1減額。	—	⇒	1,000円
	賦課限度額	—	⇒	30,000円

◇子ども・子育て支援金 国が推進する少子化対策の財源とするため、医療(健康)保険に加入するすべての方を対象とし、令和8年度から開始される制度です。

これまでの「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳~64歳)」に、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わり、合計した金額が1年間の国民健康保険税となります。

◆特定世帯 国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間が経過するまでの世帯です。

◆特定継続世帯 特定世帯がさらに3年間延長されます。この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。

● 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

項目	改正前(令和7年度)		改正後(令和8年度)
7割軽減	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円以下	⇒	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円以下
5割軽減	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(30.5万円×被保険者)以下	⇒	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(31万円 ×被保険者)以下
2割軽減	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(56.0万円×被保険者)以下	⇒	43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(57万円 ×被保険者)以下

お知らせ『いしり富士』

第736号 No.2
令和8年6月24日発行
(編集：企画政策課)

第52回北海島まつり出店者募集のお知らせ

産業振興課商工観光係・鬼脇支所

7月26日(日)に鬼脇会場、8月3日(月)に鴛泊会場において、第52回北海島まつりを開催いたします。これに伴い、露店出店者を募集いたしますので、出店を希望される方は、下記様式に必要事項をご記入のうえ、7月1日(水)までにご提出くださいますようお願いいたします。提出先は、鴛泊会場については役場産業振興課商工観光係、鬼脇会場については鬼脇支所となります。

また、下記QRコードからGoogleフォームによる申込みも可能ですので、ご活用ください。

なお、今年度より、出店者1団体につき出店料3,000円を徴収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第52回北海島まつり出店申請書

希望出店会場 (出店希望の会場に○をつけてください)	鴛泊会場 ・ 鬼脇会場
申請者氏名	
事業所名	
住所	〒
電話番号	
テント貸出の有無	借りたい ・ 借らない
その他	

※出店希望者多数の場合には、誠に勝手ながら事務局にて選考を行い、出店者を決定させていただく場合がございます。

提出締切：7月1日(水)

提出先：(鴛泊会場) 役場産業振興課商工観光係
(鬼脇会場) 鬼脇支所



出店申請書
Google フォーム